

小学校長会長連絡協議会を開催

令和7年7月9日(水) KKRホテル東京

全体進行 高山 庶務部長

I 開 会

田沢 副会長

II 会長あいさつ(要旨)

松原 会長

1 はじめに

7月8日の文部科学省との懇談会を踏まえ、現場と行政の対話が実を結ぶことへの期待と手応えが共有された。「持続可能性」を考慮し、無駄は省き、大切なことはしっかり残していくためにどうすれば良いのかを考えていく必要がある。

今年度、全連小のスローガンに、「学校の未来を描く」「確かな実行力」を新たに加えた。具体的な学校の姿を描いて発信し、今できることから実行していき、目標へ到達できるよう取り組んでいきたいと考える。

私は「夢を語り、未来の教育を描く」を今年のテーマとしているが、秋田大会の講演で、前野ウルド浩太郎氏が、「夢を語るのは恥ずかしいけれど、夢を周りに打ち明けると思わぬ形で助けてもらえたりして、流れが良い方向に向かっていく気がする」と言っていた。夢を叶える最大の秘訣は夢を語ることだと気づき、私の今年のテーマは間違っていなかったと実感した。これからも夢を語り、実現していきたい。

なお、6月27日に行われた中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会(第151回)で発表したWeb調査「教員研修の課題等について」の結果の資料を配付したので、各都道府県で活用してほしい。

2 国の動向等

給特法改正案が成立した。全連小としては1

%ずつではなく、速やかな10%以上への引き上げを要望した。

経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太の方針)では、多様な子どもたちの特性や少子化の急速な進展などの実情を踏まえた、人的支援、現場の体制などへの国の支援体制の強化を図っている。また、特別支援教育や養護教諭等の支援体制、日本語教育の体制整備や外国人児童生徒の支援体制の強化などを推進している。

III 報 告

司会 八木 副会長

1 文教施策並びに予算に対する要望活動について

飯塚 対策部長

7月8日に、文部科学省、財務省、総務省へ要望活動を行った。新たに文言を加えたり、言及したりした主要な要望事項は以下の通りである。

- ・給特法改正に伴う教職調整額の速やかな10%以上への引き上げ
- ・学部段階からの奨学金返還の優遇措置が受けられるなど、奨学金制度の在り方の見直し
- ・子どもと向き合う時間を確保、教員の定数改善と産休・育休の代替措置の恒常化等
- ・GIGAスクール構想推進のための全国的なICT環境の格差是正
- ・安心して教育に専念するための安全対策や相談体制の確立(不審者侵入を防ぐための施錠や常勤の警備員配置、自治体間格差が生じないようなスクールロイヤーの配置促進など)



〔要望書全文は、本会HPを参照〕

2 三地区対策・調研担当者連絡協議会について 飯塚 対策部長・高瀬 調査研究部長
今年度は、9月26日に東京、10月30日に福岡、10月31日に大阪の三地区で開催する。

対策部の協議題は、令和6年5月、中教審「質の高い教師の確保特別部会」の審議のまとめを受け、①特別部会の答申や改正給特法を踏まえて、学校における働き方改革や処遇改善について ②各地区の教員不足の状況と、教員の量の確保と支援員等の活用の取組についてとし、各地区の情報を共有するとともに、学校における働き方改革や効果的な取組等の課題を整理する。今後の要望活動へつなげていく。

調査研究部では、全国共通の喫緊の課題である教員不足の対策として、各研修の充実と校内OJT体制の工夫により、さらに人材育成へ力を入れていく必要があると考え、①教員の資質・向上に向けた取組について ②学習指導要領全面实施6年目に係る取組状況と課題についてを協議題とし、これからの学校教育の在り方についての方向性を探る。

3 第77回福岡大会について 松本 福岡県会長
10月16、17日に開催する。分科会の発表原稿依頼や参加者名簿の提出など、大会まであと3か月となり、準備も大詰めを迎えている。大会前日の15日に交歓会を開催する。分科会・講演・教育視察（例：九州国立博物館等）を組み合わせた構成で準備が進められ、9月16日に、大会要録、参加者証等を送付する予定である。セキュリティ強化のため、参加者証持参の徹底をお願いする。

4 第78回北海道大会について

田邊 北海道会長

第78回北海道大会は、令和8年10月1、2日の日程で、札幌コンベンションセンターを中心とした3会場で開催する。副主題には「ふるさと・挑戦」の文言を入れ、講演者は日本ハムファイターズ取締役 前沢賢氏を、視察候補先にはエスコンフィールドを予定している。

5 各部からの報告

(1) **対策部** 飯塚 対策部長

4つの委員会で調査内容について検討している。昨年度に実施した対策部活動への意見・要望では、働き方改革や処遇改善について協議が必要との声もある。調査問題が出来次第、各都道府県には調査協力をお願いしたい。

(2) **調査研究部** 高瀬 調査研究部長

6つの委員会で調査内容を検討しているので、調査協力をお願いしたい。文部科学省の今後の方向性としては、ICT活用に関する現場の課題を踏まえ、令和9年度に小学校で開始する全国学力調査へのCBT方式導入について準備が進められている。また、教員の業務量の適切な管理や教育職員の健康及び福祉の確保を図るための指針についても、改訂への議論をすることになった。教員の担う業務の項目の見直しの検討も行っていくとのことなので、全連小としても注視していきたい。

(3) **広報部** 荻久保 広報部長

広報活動の現況として、教育研究シリーズ第64集への原稿依頼や、機関誌「小学校時報」の今後の企画方針を進めている。掲載する学校の推薦をお願いしたい。「速報」は今年度のNo.1、No.2をすでに本会ホームページに掲載している。また、ホームページには、全国の特色ある学校も紹介しているので活用いただきたい。

(4) **庶務部・会計部** 室伏 会計部長

庶務部からの連絡事項は特になし。会計部からは、本年度予算の執行状況並びに負担金・基金の納入状況を報告。第77回福岡大会・各地区大会への補助金を近々振込む予定である。

6 被災県から（福島県） 小野 福島県会長

震災・原発事故から14年を経た。被災12市町村の児童数は、震災前の14%以下となり、統廃合により多くの地域が一町一校体制に移行している。大熊町立義務教育学校学び舎ゆめの森では、教室にとらわれない自由な学びの空間を提供し、新しい学習形態に挑戦している。心のケア、風評への対応、放射線教育の実施など、風化・風評に抗う教育が重要である。

9月18・19日に開催される原発被災地視察懇

談会へは、全国からの参加をお願いしたい。

7 全連小出版書籍について 萩久保 広報部長

本会機関誌である「小学校時報」や、毎年発行する「教育研究シリーズ」、隔年発行の「全国特色ある研究校便覧」など、全連小刊行物の購読を引き続きお願いする。

8 その他 小泉 事務局長

- ・各委員会調査の協力依頼について
- ・7月末より海外教育事情視察を実施

IV 行政説明(要旨)

「いじめ・不登校を取り巻く状況と校長先生方へのご期待について」

文部科学省児童生徒課長 千々岩 良英 氏

「いじめ・不登校への対応と制度支援」についての行政説明が行われ、学校現場に対する豊かな現場感と政策的展望を交えて、現場教職員にとって重要なメッセージが示された。



1 いじめへの対応について

(1) いじめの現状

令和5年度の小学校でのいじめ認知件数は、約59万件、認知した学校の割合は約91%で、件数増加は「積極的認知」の表れであり、否定的にとらえる必要はない。認知ゼロ校には「見逃し」の懸念もある。

小学校の学年別では1～3年生に集中し、件数は「冷やかし、からかい、悪口」等が多い。インターネット上のいじめも増加傾向にあり、小学校でも1.8%を占める。認知が難しく、今後の対応が重要である。

都道府県別で認知件数に開きがある。例えば、いじめの千人あたりの認知件数では、山形県は117.7件/千人であるが、長崎県は17.9件/千人である。地域差の背景と対応体制の違いもあるが、早期発見、積極的認知をお願いしたい。

(2) いじめ防止対策推進法と学校の責務

大津の事件を契機に、平成25年に「いじめ防止対策基本法」が成立した(議員立法)。いじめの定義は「心理的・物理的影響を受け、心身の苦痛を感じるもの」として広くとらえる方針に転換した。

① 学校が果たす法的義務

- ・学校いじめ防止基本方針の策定(形骸化していないか随時見直しを行う)
- ・学校いじめ対策組織の設置(情報を集約・共有し、担任の抱え込み回避と組織的な対応が重要)
- ・いじめに対する措置
- ・学校全体でのいじめの防止、早期発見と対処

② 警察との連携

平時から学校・警察等との連携を密にして、わいせつ、ポルノ案件のような重大な事案は、躊躇なく連携し対応していく。

(3) 重大事態への対応と国のガイドライン

令和5年度における重大事態件数は過去最多の1,306件(小学校506件)である。増加要因として、早期対応の不備、保護者からの申し立て増加などがある。

令和6年8月改定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、調査体制・手順を明記した。平時の備えと情報共有が不可欠である。

ガイドラインに記載されている「チェックリスト」を利用して平時から備えるよう、学校・教育委員会単位での点検が求められる。

申し立て対応の原則として、「明確に重大事態に該当しないと判断できない限り、重大事態調査に入る」ことが基本である。

2 不登校児童生徒への支援について

(1) 不登校の現状

令和5年度：小中合計で約34万人(小学生：約13万人)

小1の増加率は2年で約1.96倍と著しい。低学年対応の重要性が指摘されている。

学校・家庭・子ども間で、不登校の要因認識に大きな差がある。例えば、教員側が「いじめ

が要因」と認識した割合が4％に対して、児童・保護者は約3割の認識、また、教員側が「教職員への反発・反抗が要因」と認識した割合が3％に対して、児童・保護者は約3～4割程度と認識に差がある事例も見られた。

(2) 校内支援体制の整備と国の施策

- ① 文部科学省の支援方針：誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策（C O C O L Oプラン 令和5年3月策定）
 - ・不登校になっても学べる環境の保障（フリースクール、教育支援センターなど）
 - ・小さなS O Sの早期発見・早期対応（一人一台端末の活用、保護者の支援など）
 - ・学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。
- ② 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方
 - ・「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指すことなど
 - ・校内教育支援センター（別室登校）の全国設置率は46％（令和6年7月時点）、不登校対応の「要」として設置を推進している。
- ③ 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について（令和6年8月）
 - ・多様化する学びへの評価に反映している。
 - ・スクールカウンセラー・S S W（スクールソーシャルワーカー）の機能強化として、情報共有体制の確立とケース会議等への積極参画が必要である。
 - ・S N S、24時間相談窓口など、学校外の支援拡充も推進中である。

3 最後に

八木副会長からは、感謝の言葉とともに、いじめ・不登校に対する保護者対応の難しさなども紹介され、さらなる現場支援の拡充への期待が寄せられた。

V 情報交換（グループ協議）

基調提案 高瀬 調査研究部長

進行 飯塚 対策部長

行政説明の「いじめ・不登校支援の対応」を受け、各都道府県の諸課題と現状について、8グループに分かれ協議し、報告を行った。主な内容は以下の通りである。

医療・警察・弁護士・福祉と連携した支援会議が、多くの県で設置され、発達障害を含むケースにおいて、早期に関係機関とつなぐ体制づくりが重要である。児童出演CM・キャンペーン動画の取組や、I C Tアンケート、朝夕の「元気スイッチ」入力による心情把握の実践が紹介された。しかし、子どものS O Sを見逃す教職員がいる危険性もあることが危惧された。

公私を問わず支援が受けられる「生徒支援・いじめ対策室」が設置され、公私立を問わない支援の必要性があることや、S S Wの家庭訪問により不登校の子どもに外出のきっかけを与えた好事例も紹介された。参考として、先進的なスクールロイヤー配置事例（校長と指導主事が連携して即相談可能）の紹介もあり、最後に、「学校が楽しい場所であることが、いじめや不登校の最も有効な予防策である」との共通理解ができた。



VI 連絡

小泉 事務局長

子ども家庭庁より、教職員による性暴力防止に関するアンケート調査の協力依頼が届き、各県校長会役員を対象にW e b形式で実施される。所要時間は約5分、後日U R Lが通知される。

VII 閉会

田沢 副会長